

## 平成30年度介護保険制度改正のお知らせ

- ①介護報酬改定に伴い、サービスを利用した時に支払う金額が平成30年4月から変更になります。(介護報酬改定率プラス0.54%)
- ②65歳以上で介護保険サービスの自己負担割合が2割である方のなかで、特に所得の高い方は、平成30年8月から3割負担となります。(詳しくは後日お知らせいたします。)

▼問合せ 保健福祉課介護保険係  
☎(72)6910



認知症サポーター養成講座(東陽小学校)

○在宅医療・介護の連携推進  
在宅療養を希望する人が安心して在宅で療養できる体制を構築することを目指します。(在宅医療・介護連携推進事業の実施、住民向け講話等による普及啓発、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築)

○認知症対策の充実  
認知症になつても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるることを目標とします。(キャラバンメイトの活動支援、認知症サポーター養成講座の開催、認知症講演会等の開催、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの確立)

▼問合せ 保健福祉課介護保険係  
☎(72)6936

○保険料の算定について  
保健福祉課介護保険係  
☎(72)6910

○第7期介護保険料基準額  
月額 前年額 前年額  
前 60,252円 中 5,69,672円 後 5,806円  
(改正)

平成30年度の納入通知書は7月中旬に、年金差引きの方への保険料決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

平成30年度の納入通知書は7月中旬に、年金差引きの方への保険料決定通知書は9月上旬に発送しました。

介護保険料は、3年ごとの介護保険事業計画において見直す仕組みになつてることから、第7期計画の施策等を推進するうえで必要な介護サービス費用の見込み額を、高齢者人口の増加、介護報酬改定、介護施設整備計画などから算定しました。また、国の指針に基づき被保険者の負担能力に応じた所得段階区分、負担割合を設定しました。

**65歳以上の方の  
介護保険料が  
変わります**

### ■平成30・31・32年度介護保険料率表

所 得 段 階 区 分		負担割合	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金等収入額が80万円以下	0.50 (0.45)	34,800 (31,300)	
第2段階	世帯全員が非課税で第1段階に該当しない	前年の合計所得金額+課税年金所得が120万円以下	0.65	45,200
第3段階		上記以外	0.75	52,200
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税	前年の合計所得金額+課税年金所得が80万円以下	0.90	62,700
第5段階		上記以外	1.00	69,600
第6段階		前年の合計所得金額120万円以下	1.20	83,600
第7段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額120万円以上190万円未満	1.30	90,500
第8段階		前年の合計所得金額190万円以上290万円未満	1.50	104,500
第9段階		前年の合計所得金額290万円以上	1.70	118,400

※( )内は、公費による軽減後の実負担額となります。第6期に引き続き、第7期においても第1段階の負担割合が0.5から0.45に引き下げられます。